

平成 2 3 年 度

事 業 計 画

ひとり親Tokyo

財団法人東京都母子寡婦福祉協議会

平成23年度 事業計画

1 運営の基本方針

本協議会（「ひとり親Tokyo」）は、都内のひとり親家庭・寡婦の自立精神の確立を図り、相互扶助と共同の福祉の増進に努め、健全な家庭生活をもたらすことを目的として、活動を展開してきた。

ひとり親Tokyoは現在、平成20年12月1日の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴い、特例財団法人となっている。平成25年新法人移行の期限は迫ってきており、具体的な方針を定め、移行手続きの着手を進めていく必要がある。あわせて、収益事業の今後の対応など財政基盤について検討をしていく。

2 平成23年度の実業計画

平成17年9月1日に無料職業紹介事業の許可を得、ひとり親家庭への就業の支援を推進してきたところであるが、昨今の世界的な経済の悪化に伴い、ひとり親家庭の母たちの雇用の環境はさらに厳しい状況である。本協議会は、東京都の受託事業である、母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親家庭支援センター）として就業支援、生活相談事業に一層の力を注いでいく。

また、平成22年度から東京都の委託を受け実施している、ひとり親の在宅就業支援事業が2年目となり、今年度で終了するので、これに対する対応も行っていく。

(1) 母子家庭の母等の就業支援の拡充

自立支援センターとして、就業相談の充実と、就業相談員（求人担当者）に依る求人開拓を積極的に推進するとともに、企業への啓発・広報を進める。

また、就業に結びつくためのツールを強化するため、パソコンフォローアップ塾やコミュニケーションに関する研修等のセミナーの拡充に努める。

立川を拠点として実施している在宅就業支援事業の第1期生及び第2期生の研修を充実させていく。

(2) 相談活動の充実

日祝日電話相談を実施しているが、土曜日の相談受付を行うなど充実を図る。

(3) 関係団体との連携・協働によるひとり親家庭への支援

東京しごとセンター・福祉人材センター・職業能力開発センターなど就業関係機関との連携はもとより、労働相談情報センター・養育費相談支援センター・東京ボランティア市民活動センターなどと協働し、ひとり親支援企業などに向け雇用促進、啓発活動を推進していく。

(4) 積極的な広報活動の展開

平成22年度、ひとり親Tokyoの活動と東京都受託事業に関する情報を、ホームページ、機関紙で分離することとなった。ひとり親Tokyoの活動については、

地区母子会に関する情報を積極的に受け広報をしていく。

(5) 地区母子会、東京ムーヴ活動の活性化

関東ブロック研修大会での経験を活かし、会長会やブロック別会長会、東京ムーヴ定例会をとおして組織の活性化を図る。

3 平成23年度個別事業の運営

I 公益事業活動

(1) ひとり親家庭支援事業（東京都委託事業）【公益事業】

これまで、就業支援事業、自立促進講習会事業、母子家庭等相談指導者研修会事業、ひとり親家庭養育費相談事業、ひとり親家庭等電話相談はそれぞれ別に委託事業としていた。平成23年度から相談業務等について一元化し、相談体制を拡充しサービス向上を図ることとしている。委託事業の取組みについてこれに応じた対応を進めていく。

なお、東京都は、母子家庭等就業・自立支援センターの通称を「ひとり親家庭支援センターはあと」としている。

① 就業相談・紹介

ア 目的

ひとり親家庭及び寡婦が経済的にも精神的にも安定した生活を築くためには就業の機会の確保が重要課題である。東京都委託事業であるひとり親家庭支援事業を推進していく。

イ 事業内容

(ア) 就業相談、紹介活動

相談者が主体的に課題解決や求職活動ができるよう、専門の就業相談員による電話や面接相談を行う。

また、セントラルプラザ及び東京しごとセンター内に設置した無料職業紹介所からの紹介事業を積極的に推進していく。

(イ) 就業促進活動

企業等への雇用促進の啓発をはじめ、積極的に求人開拓を行って求職者を就業に結び付ける。

就業関係機関等との情報交換や連携を密に就業の促進をはかる。

(ウ) 相談関係者の活動支援等

母子自立支援員や相談関係者、自立支援プログラム策定員等と情報の交換し連携を深める。

② ひとり親家庭等電話相談

ア 目的

仕事や育児に追われ、様々な問題を抱えながら、身近なところの相談相手を

必要とするひとり親家庭の親などに対し、利用しやすい日曜日・祝日に電話による相談を実施してきたが、平成23年度から、土曜日の相談受付を行う。

イ 事業内容

- ・ 相談内容 住宅や医療、母子福祉資金など生活一般、教育やしつけなど子どもなことなど。
- ・ 相談日等 日曜・祝日（年末年始を除く）年間66日、専門相談員2人を配置して行う。土曜日は1名の相談員を配置する。
- ・ 相談受付時間を、他の相談事業と同じく相談時間9時から16時30分までに拡大するとともに、面談による相談も受け付けていく。

③ ひとり親家庭養育費相談

ア 目的

近頃の厳しい経済状況の影響により、養育費の確保に向けての相談が多くなっている。ひとり親だけに限らず、離婚前からの相談も受けている。さらに養育費確保への気運の醸成につとめていく。

イ 事業内容

面談による専門相談は、1年間おおむね100日間実施する。日程はホームページに掲載する。

④ 自立促進講習会

ア 目的

母子家庭の母等の就業の機会を確保するためにはパソコンの基本的操作は欠かせることができない。今までのワード・エクセルの基本に加え、ビジネス文書（ワード）、表計算（エクセル）のできる力をつけるコースを設ける。併せてメールやセキュリティの基礎を学んでいく。

イ 事業内容

1日は午前9時から午後4時までの6時間×3日を年間10回、合計30日間1回20人 延べ200人

⑤ 母子家庭相談指導者研修会

ア 目的

ひとり親家庭の相談・支援に携わる者を対象に、相談・指導等の充実を図るために必要な就業支援を主要なテーマとした研修会を実施する。

イ 事業内容

- ・ 対象者 母子自立支援員、民生・児童委員、母子生活支援施設相談員、子ども家庭支援センター相談員、民間相談機関相談員、母子相談の家でんわ相談員等
- ・ 開催回数 年5回

(2) 在宅就業支援事業（東京都委託事業）【公益事業】

ア 目的

ひとり親の在宅就業について、一体的な取組みを行うことにより、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就労の拡大に向けた環境整備を行う。

イ 事業内容

東京都からの委託事業として、能力開発、業務の開拓、仕事の品質管理、相談支援等を行っている。

平成22年4月、立川市内に事務所を設置し（はあと立川）、そこを拠点に、事業を進めている。平成22年6月に相談事業を開始、平成22年9月からは、能力開発事業として、第1期生 60名の研修事業（在宅就業支援プログラム）を進めている。

第1期生は、平成22年3月から実践研修を行っている（～8月まで）。

23年度は、第2期生60名（定員）の基本研修（4月～9月）、実践研修（10月～3月）を行う。

(3) フォローアップ事業【公益事業】

ア 目的

従来の就職準備講座、パソコンフォローアップ塾を発展的に改変し、相談者各人に、よりフィットした支援を小回りの利く形式で推進し、就業を支援していく。

イ 事業内容

パソコンのスキルアップ、応募書類の作成、模擬面接、メイクアップやビジネスマナー、コミュニケーション能力等、就業するために必要な基本を身につけることを目指す。

(4) 「母子相談の家」電話相談事業【公益事業】

ア 目的

相談窓口として、「母子相談の家」を設置し、ひとり親家庭のピアカウンセリングとしての役割を担う相談事業を行う。

イ 事業内容

- ・ 相談員が毎月第1及び第3土曜日（年末年始及び祝日を除く）、ひとり親Tokyoの事務室において、午前10時から午後4時まで電話相談を受ける。

II 共益事業活動

(1) 連絡提携事業

ア 目的

地区母子会相互間及び地区母子会とひとり親Tokyoとの間の情報交換や関東地区及び全国の母子福祉団体等との連携を図る。

イ 事業内容

- ① 地区母子会相互間及び地区母子会とひとり親Tokyoとの連絡提携
 - A) 会長会、ブロック会長会を実施し、各地区の情報交換・連携を強め、組織の継承・拡充を図る。
 - B) 機関紙「ひとり親Tokyo」の発行 年2回

Ｃ) ひとり親Tokyoホームページに地区母子会のページを設ける。

② 助成事業

- A) 新規会員の獲得のための交流事業に対する助成
- B) 地区母子会の会員の資格取得に対するお祝い金の支給
- C) 地区母子会主催のパソコン講習会への助成

③ 関係団体との連絡・提携

- A) 全国母子寡婦福祉団体等
- B) 行政機関
厚生労働省、東京都、区市（母子自立支援員）等
- C) その他の団体

東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会、東京都民生・児童委員・東京都共同募金会、各種婦人団体、NPO法人、企業等

(2) 東京ムーヴ事業

ア 目的

東京ムーヴは、レクリエーションや研修会などを通して、ひとり親家庭の者同士が手をつなぎ、「語り合う」、「学び合う」、「情報を得る・発信する」の3つの視点から具体的な活動を行い、相互啓発による「共生力」を養っていく。

イ 事業内容

- ① 交流…体験活動、イベント等
- ② 研修…親子のコミュニケーションや就業に役立つ内容等の研修を行う。
- ③ 定例会…上記事業を運営するために、年始及び祝日を除く第一土曜日に実施する
- ④ 企業やNPO法人など他団体との連携を図る。

III 収益その他の事業

(1) ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付の償還に関する事業

ア 目的

ひとり親家庭の児童の進学を支援するため、昭和59年度から平成16年度まで行ってきた資金貸付の償還事務を円滑かつ適正に実施する。

イ 事業内容

資金の貸付に基づく、償還に関する事務を行う。

戸別訪問調査を引き続き行い、償還の促進を図る。

平成18年度からは、「東京都ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付の償還に関する事務処理検討委員会」を設置し、未償還者に対する償還促進に取り組んでいる。

(2) 事業運営のための収益事業

ア 目的

ひとり親Tokyoの事業運営の経費に充てるため、母子及び寡婦福祉法に

に基づき、売店の経営及び自動販売機の運営等の事業を行う。

イ 事業内容

- ・ 売店 1店
- ・ 自動販売機 65台(29施設)